

# 市民の皆さんからの意見募集、意見結果の公表

パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策の策定などにあたり、政策の趣旨、内容などを公表するとともに、市民からの意見などの提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。市民の皆さんの意見を聞くことにより、市民の市政への積極的な参加と行政の透明性の向上を図り、共存・協働によるまちづくりの推進に資することを目的としています。

## 刈谷市男女共同参画推進条例骨子案への意見を募集します

問 市民協働課 (☎95-0002)

性別にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、誰もが輝くまち刈谷を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、「刈谷市男女共同参画推進条例」の制定を検討しています。

### ◆意見を提出できる人

市内在住、在勤または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、本条例に利害関係を有する人

### ◆骨子案の閲覧場所

市庁、市役所情報コーナー、市民協働課、市民交流センター、東刈谷・富士松・小垣江・北部市民センター、南部・北部生涯学習センター、総合文化センター、中央・城町・富士松図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センター、一ツ木福祉センター

### ◆閲覧および意見提出

6月3日(月)から7月2日(火)までに、①「男女共同参画推進条例骨子案」、②住所、③勤務先または学校名(市外の人のみ)、④氏名、⑤連絡先、⑥意見(様式自由)を郵送、FAX(27-9652)、Eメール(kyodo@city.kariya.lg.jp)または直接、市民協働課へ。

※個別の回答や電話による受付は行いません。

※直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるものは、意見として取り扱いません。

### ◆意見への対応

本条例制定に向けての参考とします。また、提出された意見は、意見の概要および市の考え方を取りまとめて公表します。

## 刈谷市駅周辺地区市街地総合再生基本計画(案)への意見募集の結果を公表します

問 市街地整備課 (☎62-1025)

ご意見・ご提案をいただき、ありがとうございました。提出された意見・提案の概要と市の考え方についてとりまとめましたので、主なものを公表します。提出していただいた意見と市の考え方は、市街地整備課、市役所情報コーナー、市庁で見ることができます。

募集期間 平成31年2月1日～3月4日 提出件数 5件

### 意見①

かりや景観づくり、刈谷城再建、城下町のまちづくりとの整合は問題ないですか。

### 市の考え方

本地区の地区整備の基本方針は「駅前立地の利便性を活かした歴史と文化の薫るまちづくり」としています。中心市街地まちづくり基本計画などの上位計画との整合を図りながら検討を進めます。

### 意見②

限られた財源を有効に公平に活用。刈谷市といえども今後何十年も成長していくとは考えにくい。

### 市の考え方

本地区においては、老朽建築物の集積をはじめとした課題が多数みられます。これらの課題を解決するためには本計画の実現効果や整備効果を考慮し、計画的にまちづくりに取り組む必要があります。実施にあたっては、財政状況に配慮した事業推進を目指します。